

令和5年8月18日  
環境局施設部施設建設課

# 橘処理センター建設工事について

# 1 橋処理センター整備事業 概要

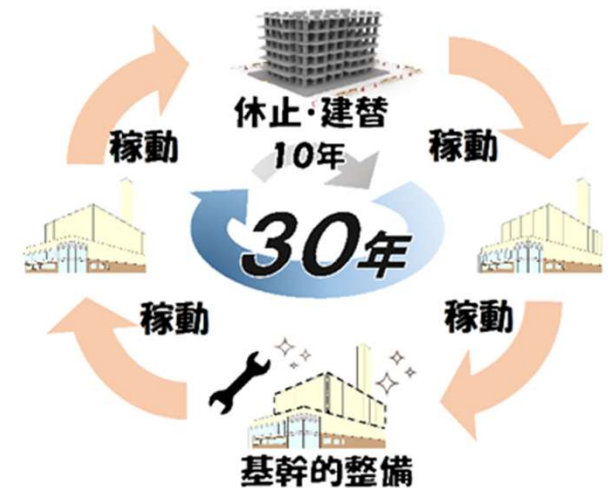
# 1 ごみ焼却処理施設の整備方針について

(1) 「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を平成23年10月に策定した。

ア 安定的かつ効率的な廃棄物処理と円滑な建替工事を両立するため、ごみ焼却量を年間37万トン以下に抑制したうえで、現在の4つの敷地を有効活用し、通常、3つの処理センターを稼働させ、1つの処理センターを休止、建設中とする。

イ はじめに橋処理センターを建替え、その後、堤根処理センターを建替える予定とする。

(2) 平成27年4月から橋処理センターを休止し、3処理センター体制がスタートした。



## 2 橋処理センター整備概要

### (1) 工事概要

工事名：橋処理センター建設工事

契約金額：¥34,424,260,000-(税込)

工期：平成29年12月19日～令和6年3月29日

受注者：三菱・大成建設共同企業体

概要：本工事は既存橋処理センター地下部の解体撤去及び構内の土壌汚染対策を行い、新たにごみ焼却処理施設、ミックスペーパー資源化処理施設を建設する。

## 2 橋処理センター整備概要

### (1) 工事概要(プラント設備の特徴)

項 目		新施設	旧施設
ごみ焼却 処理施設	処理能力	600t/日	600t/日
	処理方式	ストーカ式	ストーカ式
	煙突高さ	100m	100m
	エネルギー回収率 (発電能力)	21.5%以上 (14,000kW程度)	6% (2,200kW)
資源化 処理施設	処理対象	ミックスペーパー	粗大ごみ
	処理能力	45t/5時間	50t/5時間
公害防止 自主基準値 (排出ガス)	ばいじん	0.008g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.02g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
	硫黄酸化物	8ppm以下	30ppm以下
	窒素酸化物	24ppm以下	58ppm以下
	塩化水素	8ppm以下	50ppm以下
	ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
	水銀 <sup>※1</sup>	0.03mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	—

※1：「大気汚染防止法」の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い新たに設定

表1-11(1) 排出ガス基準

項目	公害防止自主基準値	法規制値等	
ばいじん	0.008g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	大気汚染防止法 <sup>注1)</sup> (4 t/h以上の廃棄物焼却炉)
硫黄酸化物	8ppm以下	K値=1.17 <b>3.00</b>	大気汚染防止法施行規則 別表第1
窒素酸化物	24ppm以下	250ppm以下	大気汚染防止法 <sup>注1)</sup> (廃棄物焼却炉(連続炉))
塩化水素	8ppm以下	430ppm以下	大気汚染防止法 <sup>注1)</sup> (廃棄物焼却炉)
ダイオキシン類	0.008ng-TEG/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	ダイオキシン類対策特別措置法 <sup>注2)</sup> (4 t/h以上の廃棄物焼却炉)
カドミウム及びその化合物	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 <sup>注3)</sup> 別表第7
塩素	1 ppm以下	1 ppm以下	
ふっ素、フッ化水素及びフッ化珪素	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
鉛及びその化合物	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
アンモニア	50ppm以下	50ppm以下	
シアン化合物	10ppm以下	10ppm以下	

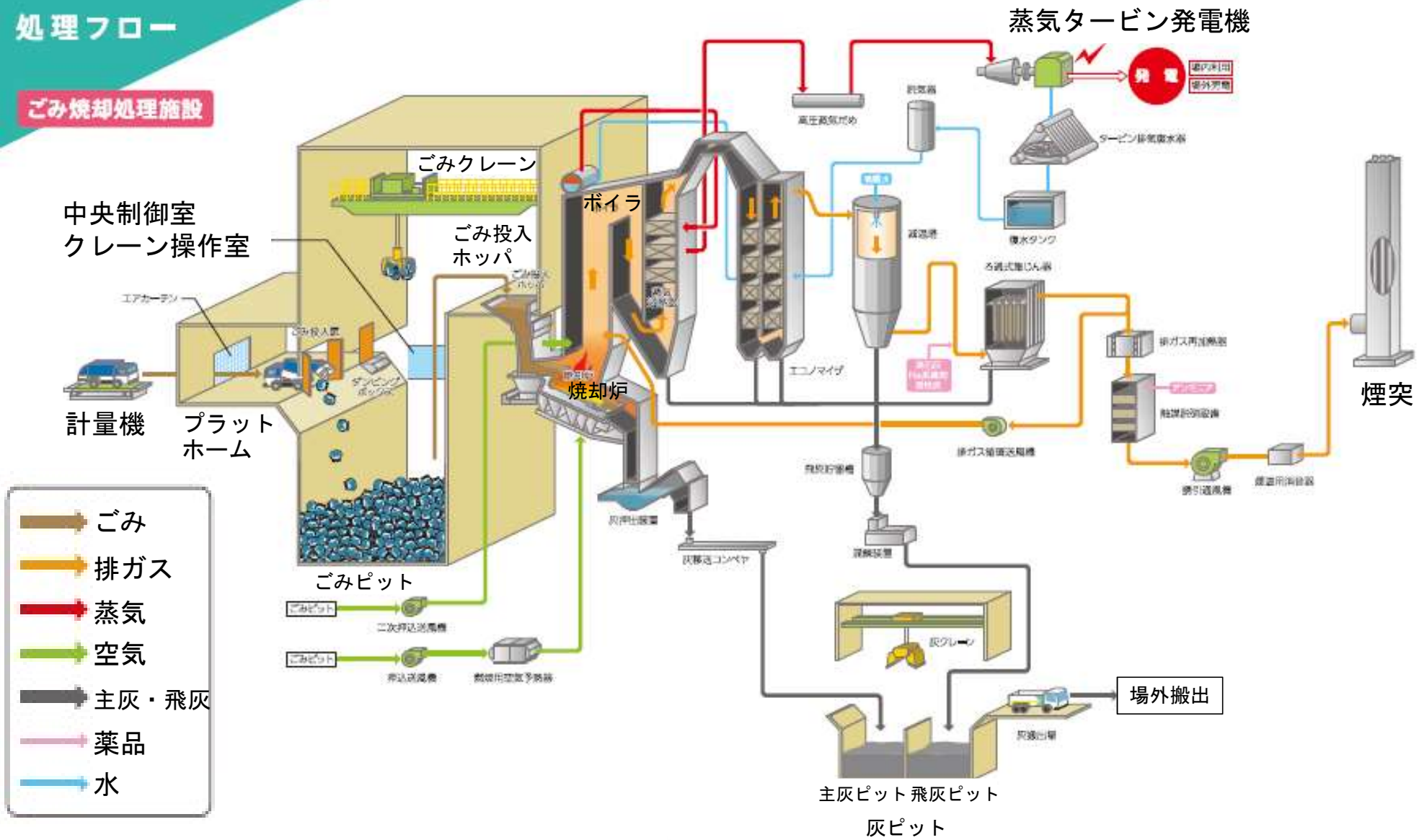
注1) 大気汚染防止法最終改正：平成23年8月30日法律第105号

注2) ダイオキシン類対策特別措置法最終改正：平成23年8月30日法律第105号

注3) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則最終改正：平成24年2月22日

# 処理フロー

## ごみ焼却処理施設



## 2 橋処理センター整備概要

### (2) 土地利用計画（造成地盤による特徴）

土地利用計画については、ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設を取り囲むように、敷地の高低差を利用した造成地盤を設置し、狭小な敷地を立体利用することで、川崎市民プラザとの連続した広域空間を確保する。

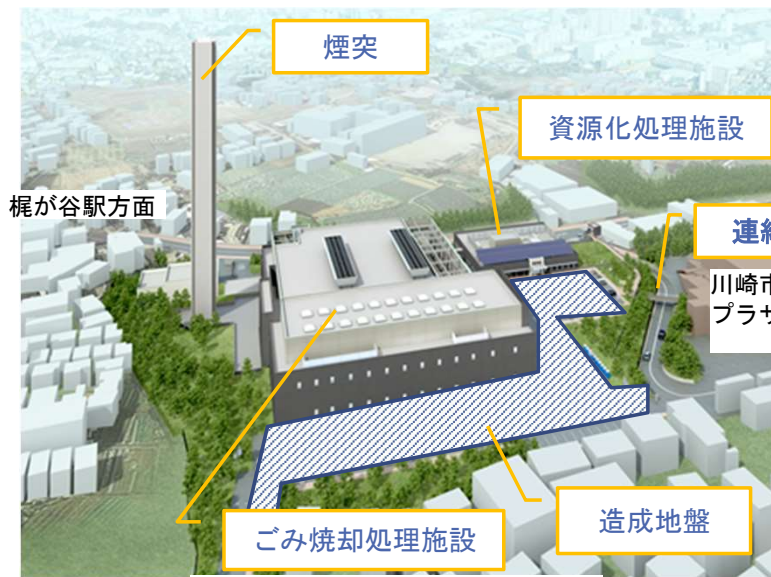


図1 完成イメージ図

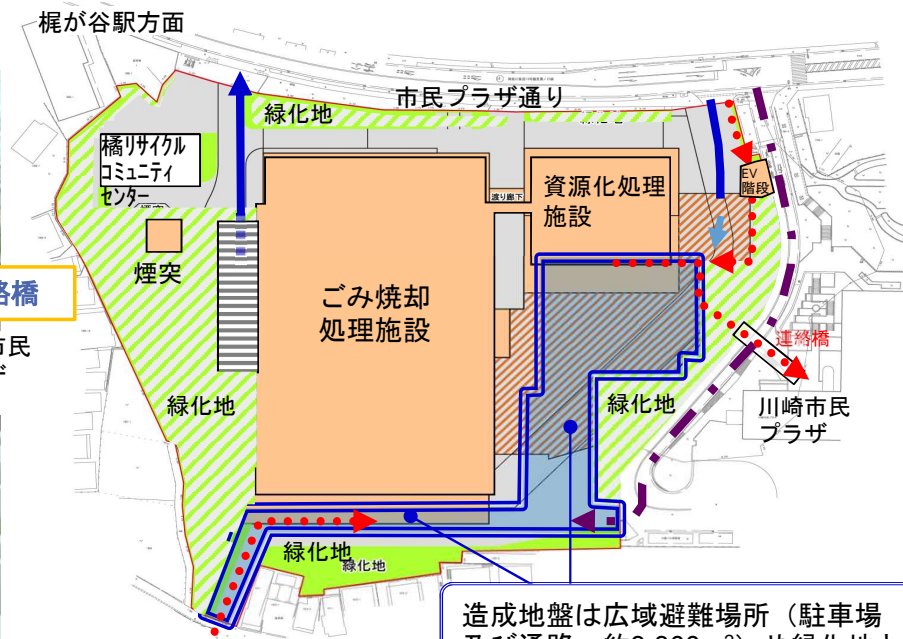


図2 土地利用計画図

造成地盤は広域避難場所（駐車場及び通路：約3,300m<sup>2</sup>）や緑化地として活用する。

まとまった大きさの  
平地の創出

緑化地の確保  
(緑被率25%以上)

駐車場・広域避難場所と  
しての平地の確保

一般車両と収集車両動線  
の分離

安全に配慮した複数の歩  
行者動線の確保



## 2 橋処理センター整備概要

### (3) 工事工程

	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
土壌汚染対策	←→					
地下構造物 解体撤去	←→					
建設工事  〔ごみ焼却処理施設 ミックスペーパー 資源化処理施設〕		←→ 建設工事				◎引渡 (R6.03.29) ▼
				試運転 (性能確認期間)	←→	

旧橋処理センターは平成26年度末、粗大ごみ処理施設は平成27年末に稼働停止し、地上構造物解体撤去を実施

## 2 御案内する視察ルート

# 処理フロー

## ごみ焼却処理施設

### 見学場所

### 蒸気タービン発電機 特高受変電設備

